

株式会社竜陽 一般事業主行動計画

1. 期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

2. 目標

- ① 産前・産後休暇、育児休暇取得の促進
- ② 所定外労働の短縮
- ③ 有給休暇取得の促進

3. 対策

- ① 継続中であるが、平成 30 年 4 月 1 日以降も休暇取得制度
を社内ポータルサイト、各場長を通じて周知徹底を図る。
- ② 平成 30 年 4 月 1 日以降、毎週水曜日を『ノー残業デー』と
して、超過勤務の抑制に勧める。
- ③ 平成 30 年 4 月 1 日以降、出勤日にあたる土曜日を交代制で
有給休暇取得を奨励するよう指導する。